

郡山市上下水道局公告第 3 1 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 5 月 21 日

郡山市上下水道事業管理者職務代理者

郡山市上下水道局長 菊池 秀昭

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 郡山市公共下水道整備事業（御前南第一地区）
- 2 業 務 内 容 郡山市公共下水道整備事業（御前南第一地区）募集要項のとおり
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和 10 年 8 月 31 日（木）まで
- 4 提案上限金額 ￥1,067,000,000 円
※上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。
※上記金額を超えた提案は失格とする。

第 2 応募に関する条件

1 応募形態

2 者若しくは 3 者の構成員による特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「JV」という。）又は単独企業であること。また、JV の場合、構成員のうち少なくとも 1 者は郡山市の令和 7・8 年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている等級別格付が S 等級に格付されている者であること。

なお、結成方法は、自主結成であること。

2 構成員の求める前提条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 31 日制定）、に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
- (5) 単独企業及び JV の構成員の 1 者以上が郡山市下水道工事指定店に登録していること。

(6) 本事業に関するアドバイザリー業務を受託した以下の者又は資本面若しくは人事面において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・株式会社 建設技術研究所 （本社：東京都中央区日本橋）
- ・シティニューワ法律事務所 （本社：東京都千代田区丸の内）
- ・鈴木法律事務所 （本社：東京都渋谷区渋谷）

3 構成員に求める資格要件

(1) JV の構成員に求める資格要件

JV の構成員は、以下に示す各要件を満たすこと。

1	構成員の出資割合に関する要件		
(1)	構成員の出資割合 の最小限度基準	2 者の場合	30%以上 3 者の場合 20%以上
2	構成員の資格要件		
(1)	構成員共通の資格要件		
ア	郡山市の令和 7・8 年度有資格業者名簿（建設工事）名簿に登録されている者であること。		
	登録業種	土木一式工事	
イ	建設業の許可（建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。		
	許可業種	土木一式工事	
(2)	代表構成員の資格要件		
ア	出資割合	構成員中最大の出資割合であること。	
イ	建設業の許可	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。	
ウ	郡山市の令和 7・8 年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。		
	登録業種	土木一式工事	
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S 等級	
	総合点又は 総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が 840 点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上	
エ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。		
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。	
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。	
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに	

			変更することができない。
			配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	オ	施工実績	本事業に関する公告日から起算した10年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きょ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。
	(3) その他の構成員の資格要件		
	ア	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
		登録業種	土木一式工事
		等級別格付	S等級又はA等級
		総合点又は 総合評定値	市内に本店を有する者 740点以上の者 市内に本店を有しない者 総合評定値が1,300点以上
	イ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
		資格要件	建設業法に定める資格を有していること。
		雇用関係	参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
			配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
			配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	ウ	施工実績	本事業に関する公告日から起算した10年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、郡山市内でφ200mmの下水道管きょ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。

(2) 単独企業に求める資格要件

単独企業は、以下に示す各要件を満たすこと。

1	郡山市の令和 7・8 年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S 等級
	総合点又は 総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が 840 点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上
2	建設業の許可（建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること	
	許可業種	土木一式工事
3	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
		配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
		配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
4	単独企業は、JV の代表企業及び構成員として当該地区の募集に応募することはできない。	
	施工実績	本事業に関する応募公告の公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きょ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績及び郡山市内でφ200mm の下水道管きょ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（いずれも完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。

第 3 募集要項等の公表

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー郡山市上下水道局ー入札情報（上下水道局関係）」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/17990.html>

第4 担当部局

〒963-8016 郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道局下水道整備課

電話番号 024-932-7672 ファクシミリ 024-939-5820

電子メール gesui-kanri@city.koriyama.lg.jp

第5 参加資格審査書類及び提案書類の受付等

1 参加資格審査書類

- (1) 提出書類 「提出書類作成要領（参加資格審査）」に示すとおりとする。
- (2) 申請方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
- (3) 受付期間 令和7年6月16日（月）から
令和7年6月18日（水）午後5時15分まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 本公告第4を参照すること。

2 提案書類

- (1) 提出書類 「提出書類作成要領（提案審査）」に示すとおりとする。
- (2) 申請方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
- (3) 受付期間 令和7年7月16日（水）から
令和7年7月18日（金）午後5時15分まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 本公告第4を参照すること。

3 プレゼンテーション

提案書類の受領後、応募者によるプレゼンテーション実施の場を設ける。実施時期は令和7年8月を予定しており、日時、場所、プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類を提出した代表企業に改めて通知する。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 告示の日から契約締結までの間に本公告第2の1及び2に定める要件を満たさなくなったとき
- 2 参加資格審査及び提案審査の提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき
- 3 要求水準を満たさない提案であることが認められたとき
- 4 プレゼンテーションに欠席又は集合時刻に遅刻した場合
- 5 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 6 本募集要項の公表日から優先交渉権者の決定までの期間において、審議会委員、市職員及び本事業関係者に対して、審議会の場を除き、本事業に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

- 7 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- 8 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- 9 その他、審議会及び事務局の指示に従わない場合

第7 事業者の選定

1 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

(1) 参加資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求め、形式面での資格を有しているかの確認を行う。

市は、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

別に定める優先交渉権者決定基準に従い、発注者において基礎審査を実施し、審議会による技術審査において総合的に審査・評価する。

2 優先交渉権者の決定及び公表

発注者は、審議会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査結果を本市ウェブサイトにて公表する。

第8 契約に関する事項

1 契約の締結

審査及び選定の結果、優先交渉権者となった者との契約交渉の成立をもって、当該優先交渉権者と随意契約の締結をする。なお、優先交渉権者との交渉が不成立となった場合には、次点提案者の者を新たな優先交渉権者とし交渉手続きを行う。

2 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、発注者は、優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、発注者は一切の費用負担を負わないものとする。

第9 その他

- 1 応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 3 提出書類は本件プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本件プロポーザルの実施に必要な範囲において複製できるものとする。
- 4 技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。